

公益財団法人産業教育振興中央会賛助会員に関する細則

(目的)

第1条 公益財団法人産業教育振興中央会（以下「本会」という。）の会員規程（以下「規程」という。）第5条に規定する賛助会員の会費については、この細則の定めるところによる。

(区分)

第2条 賛助会員は、次の区分とする。

- (1) 企業等賛助会員
- (2) 学校賛助会員

(会費等)

第3条 賛助会員は、本会の目的達成のための諸事業の実施について物心両面から支援し、協力するものとする。

- (1) 企業等賛助会員の会費については、当該会員の申し出の額とする。
- (2) 学校賛助会員は、本会の活動に賛同する規程第2条第1項第2号の維持会員（学校会員）以外の学校とする。

(会費収入の用途)

第4条 賛助会員からの会費収入の用途については、本会の会員規程第4条を準用する。

(名簿)

第5条 会員名簿の作成に当たっては、第2条第1号の企業等賛助会員のみを登載するものとする。

(雑則)

第6条 この細則によりがたい事情があるときは、理事長の判断するところによる。

附 則

この細則は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立登記のあった日（平成24年4月1日）から施行する。